

議案第10号

加西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の制定
について

加西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予
防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例を、別紙のとおり制定する。

平成27年2月27日提出

加西市長 西村 和平

加西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びにこれらの基準のうち基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に関する基準並びに法第58条第1項の指定の申請者の基準を定めるものとする。

(人員及び運営等に関する基準)

第2条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）の規定による基準をもって、その基準とする。

2 基準該当介護予防支援の事業に関する基準は、省令第32条において準用する省令第1条の2及び第2章から第4章まで（第25条第6項及び第7項を除く。）の規定による基準をもって、その基準とする。

3 省令第17条に規定する運営規定（同令第32条において準用する場合を含む。）については、当該各号に規定するもののほか、「事故発生時の対応」、「個人情報取り扱い」及び「苦情対応及び相談体制」を加えるものとする。

4 省令第18条第3項に規定する研修（同令第32条において準用する場合を含む。）について、その実施計画を担当職員の職務の内容等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、担当職員の計画的な育成に努めるものとする。

5 省令第28条第2項に規定する記録（同令第32条において準用する場合を含む。）については、第1項の規定にかかわらず、5年間保存するものとする。

(指定介護予防支援事業者の指定)

第3条 指定介護予防支援事業者の指定に係る法第115条の22第2項第1号（法第115条の31において準用する第70条の2の規定により指定の更新について準用する場合を含む。）

の条例で定める者は、法人（加西市暴力団排除条例（平成 24 年加西市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員並びに同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）の支配を受けていない者に限る。）とする。

（暴力団等の排除）

第 4 条 指定介護予防支援事業所において、管理者は、暴力団等であってはならない。

2 指定介護予防支援事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

附 則

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前に完結した諸記録に係る記録の整備及び保存については、第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(審議資料)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）の施行による介護保険法等の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営基準等を条例で定めることとされたため、その基準を規定するもの。

(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料

平成27年3月定例会

議案等の件名	議案第10号	政策等の区分	計画・事業・ 条例
	加西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次地方分権一括法、平成25年6月7日成立、同月14日公布)が施行されたことに伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで国が省令で一律に定めていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、地域の実情に合わせて市の条例で定めることとされたため、その基準等を条例化するもの。

②【検討した他の政策等の内容】

独自基準については、加西市地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年加西市条例第8号)に準じて定める。

③【他の自治体の類似する政策との比較】

各自自治体とも基本的には従来の国の基準を踏襲しているが、一部独自基準を規定している。

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策6	身近な幸せを実感できる安全と安心の暮らしづくり
基本計画	施策19	地域で支え合う安心の暮らし

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

- ・介護保険法(平成9年法律第123号)
- ・介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第37号)

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

--

⑧【市民参加の状況】

有・**無**

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

基本的には、国が定めている現行基準を引き続き踏襲して、事業運営に混乱とサービスの不均衡が生じないようにする。また、本市独自基準である①暴力団等の影響の排除、②運営規程における具体的項目の追加、③計画的な人材の養成、④記録の保存期間の延長に関する各項目については、市及び県が従来から指導してきた内容及び他の法令等との整合を図るための規定を明文化するものであって、これにより利用者への安心感を与えとともにサービスの質の向上を図る。

担当部局	担当課	添付資料の有無
健康福祉部	長寿介護課	有・ 無